

旭化成健康保険組合が認める「直接的必要経費」一覧表

【自営業者等の収入について】

☆健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円(60歳以上の人並びに障害年金受給者は180万円)未満でありいわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。

☆健康保険における、自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費(*)」を差し引いた額』となっております。(なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなっております、必要経費は一切認められておりません。)

*直接的必要経費とは、「生産活動に要する原材料等の費用」(具体的には、ケーキ屋さんの小麦粉、卵等)

旭化成健康保険組合では、上記「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めております。(詳細は以下「一覧」参照)「収支内訳書」の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算してください。

【一覧】

「○」:直接的必要経費として認める経費

「△」:条件(備考を参照)付きで直接的必要経費として認める経費

「×」:直接的必要経費として認めない経費

一般所得用

科目	認定可否	備考
給料賃金	○	
外注工賃	○	
減価償却費	△	原則、認定しません。ただし、同年度中に購入したものについては、その内容を申告(裏付けする(*)を添付の上)いただいた場合限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。*領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自家用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷作運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自家用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
旅費交通費	○	
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自家用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。
広告宣伝費	○	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	○	
福利厚生費	×	

雑費	△	原則、認定しません。ただし、その内容を申告〔裏付けする(*)を添付の上〕いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。*領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
----	---	--

農業所得用

雇人費	○	
小作料・賃借料	○	
減価償却費	△	原則、認定しません。ただし、同年度中に購入したものについては、その内容を申告〔裏付けする(*)を添付の上〕いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。*領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
貸倒金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	○	
農薬衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	○	
動力光熱費	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告ください。
作業用衣料費	○	
農業共済掛金	△	原則、認定しません。ただし、任意加入ではなく、必ず加入しなければいけないものについては、その内容を申告〔裏付けする(*)を添付の上〕いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。*領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
荷作運賃手数料	○	
土地改良費	○	
雑費	△	原則、認定しません。ただし、その内容を申告〔裏付けする(*)を添付の上〕いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。*領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
農産物以外の棚卸高	×	
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	×	
所得金額のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	×	

不動産所得用

給料賃金	○	
減価償却費	△	原則、認定しません。ただし、同年度中に購入したものについては、その内容を申告〔裏付けする(*)を添付の上〕いただいた場合限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。*領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
貸倒金	×	
地代家賃	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告ください。
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
雑費	△	原則、認定しません。ただし、その内容を申告〔裏付けする(*)を添付の上〕いただいた場合限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて自己申告ください。*領収書等(注:「支払日」「支払者」「支払先」「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)